

千葉県低所得妊婦に対する初回産科受診料支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、経済的理由で産科受診をためらい、妊娠や出産の際に母子に危険が及ぶことを防ぐため、低所得の妊婦に対する初回産科受診に要する費用を助成することで、必要に応じて医療機関や母子健康包括支援担当等による切れ目のない支援につなげることを目的とし、初回産科受診料支援事業（以下「本事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 本事業の対象者（以下、「対象者」という。）は、千葉県低所得妊婦に対する初回産科受診料支援事業申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を提出した日及び産科医療機関を受診した日において、本市の住民基本台帳に記載されている者であり、一般用の妊娠検査薬で陽性を確認した者であって、今回の妊娠について、初回産科受診をしていない者（他の地方公共団体その他の公共団体において、初回産科受診に要した費用の全部又は一部について助成を受けている者を除く。）であり、次に掲げる事項のいずれかに該当する者とする。

(1) 対象者及び対象者と同一の世帯に属する者（別世帯であって対象者と生計を一にする場合を含む。）の当該年度の市町村民税（当該年度の市町村民税額が確定していない場合は、前年度の市町村民税）が非課税である世帯又はこれと同等水準の世帯。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者。

2 対象者は、次に掲げる事項に同意するものとする。

(1) 審査のため、住民基本台帳に記録されている情報及び世帯の課税状況を市が確認すること。

(2) 妊婦健康診査の受診医療機関等の関係機関と市が必要に応じて支援に必要な情報（妊婦健康診査の受診状況や家庭状況等）を共有すること。

(3) 市からの問い合わせについて、応じる意思があること。

(助成額等)

第3条 初回産科受診項目は、問診・診察、尿検査及び超音波検査等に係る保険適用外の費用とする。ただし、超音波検査については、医療機関が必要と判断した場合に限る。

2 1回の妊娠につき1回に限り、1万円を上限に助成をする。ただし、初回産科受診に要した費用が上限額を下回る場合は、当該受診に要した費用とする。

(利用の申請)

第4条 対象者は、本事業の助成を受けようとするときは、申請書に、第2条第1項に該当することを証明する書面を添えて、申請するものとする。ただし、公簿等によって証明すべき事実を確認することができるときは、当該書面の添付を省略することができるものとする。その場合は課税状況等の調査に係る同意書（様式第2号）を添えて申請するものとする。

とする。

(利用の承認)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、速やかに内容を審査し、適当と認めるときは、千葉市低所得妊婦に対する初回産科受診料支援事業利用承認決定通知書(様式第3号。以下「承認決定通知書」という。)により、不適当と認めるときは、千葉市低所得妊婦に対する初回産科受診料支援事業利用不承認決定通知書(様式第4号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(受診)

第6条 前条の規定により利用の承認を受けた者(以下「受診者」という。)は、市が指定する医療機関(以下「実施契約医療機関」という。)に、承認決定通知書を提出して受診するものとする。また、受診に要した額が第3条第2項に規定する限度額を超えた場合には、超えた額を負担するものとする。

2 受診者が実施契約医療機関以外を受診する場合は、償還払いによる助成金の交付を行う。

(実施契約医療機関による助成)

第7条 実施契約医療機関は、承認決定通知書の提出を受け、診療を行ったときは、千葉市低所得妊婦に対する初回産科受診料支援事業請求書(様式第5号)に、承認決定通知書を添えて市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該請求金額を支払うものとする。

3 申請書の提出期限は、初回の産科受診のあった日の翌日から起算して1年を経過する日までとする。

(償還払いによる助成)

第8条 第6条第2項に規定する助成を受けようとする者は、千葉市低所得妊婦に対する初回産科受診料支援事業助成金交付申請書(様式第6号)、医療機関の領収書、口座名義人が対象者と異なる場合は委任状(様式第7号)、その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成することと決定したときは、千葉市低所得妊婦に対する初回産科受診料支援事業助成金交付決定通知書(様式第8号)により当該申請をした者に通知するものとする。

3 助成は、助成する額を前条の規定により助成の決定を受けた者の指定する口座に振り込むことにより行う。

(助成金の返還)

第9条 偽りその他不正の手段により助成を受けた者がいるときは、市長は、その者にすでに助成した額の全部又は一部の返還を命ずることが出来る。

(医療機関との連携)

第10条 市長は、受診医療機関等からの受診者の妊婦健康診査の受診状況や受診結果等の情報提供に基づき、必要に応じて保健指導及び支援を受診者に行うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(作成済みの書類に関する経過措置)

2 この要綱の施行前に作成された書類で、現に存するものは、なお当分の間、必要な個所を修正して使用することができる。